

# 少年法について

98K029 石野 綾矢子

## はじめに

20世紀末にあたる2000年12月、国会は50年ぶりに少年法「改正」をおこなうことを決めた。1949年1月1日に少年法が施行されて以来、最大の「改正」と言っている。

この改正の原点となったのは、1993年に起きた「山形マット死事件」である。この事件以後、様々な議論が出され少年法は改正の方向に進んでいたものの、国会に提出されても一度も審議されていないまま廃案になり、先に進まない状態であった。

この状態を一転させたのが、社会を震撼させるような、1997年に起きた「神戸小学生殺害事件」である。そして、それに続く17歳による相次ぐ犯罪事件である。理解しがたい特異な少年たちによる事件が目立ったことで、それに対して大人たちが漠然とした不安、安全でない社会の出現への恐怖感を持ちはじめたのである。

神戸事件は、「激増し、凶悪化する少年犯罪」というイメージを社会に定着させ、それ以降、マス・メディアに少年犯罪は大きく取り上げられるようになった。とりわけワイドショーを中心とする報道内容は、そのイメージを増幅し続けてきた。「少年法は犯罪を犯した少年に甘い」という少年法成立当時の使い古された言葉が復活しただけでなく、「少年法があるから少年事件が増加する」、「少年は嘘をつく」といった煽動的な表現がマス・メディアを中心になされてきた。

それに呼応するように、警察を中心に「取り締まり強化」がおこなわれ、少年事件は従来の在宅中心の事件の取り扱いから逮捕・身柄拘束中心の少年警察の姿勢に転換していった。まったくの初犯の少年が簡単に逮捕されることが極端に多くなったのも、神戸事件以降の世論に敏感に反応したものと見える。

今回の改正の審議は、森首相不信任をめぐる国会のドタバタ劇の中で行われ、議論をし尽くしたとはいえ、審議の拙速さを問題視する声が多い。ここ数年のたび重なる少年犯罪が政治家に「何とかしなければ」というあせりを生み、少年法改正をめぐる国民的な議論や論点への誠実な論争を回避して成功のみをはかった。

そのあせりがそのまま「5年間の限定付き」という変則的なかたちでの法案を成立させ、「厳罰化を柱とする法」を作り上げてしまったのである。そこで、今後の少年犯罪への対処として最もふさわしい道を検討してみたい。

## 第1章 少年法について

### 1. 少年法の歴史的背景

19世紀末にアメリカのイリノイ州で、成長過程にある少年が安心して心を開き、自ら立ち直る意欲と姿勢を持つことができるよう条件を整備し、更正の道を歩ませる「少年法」が誕生し、瞬く間に全世界にひろまった。少年が非行を行うというのは、もっぱらその環境や性格に問題があるからで、その環境を整備し、性格を矯正すれば、少年は非行を行わなくなると考えられた。そのため、少年に対しては刑罰ではなく、親が教えなかった教育を国が代わって行うという「国

親思想（パレンス・パトリエ）」に基づいた教育的処分の方が望ましいと考えたのである<sup>(1)</sup>。この考えが、少年法の基礎をなしている。

わが国に少年法という法律ができたのは、1922（大正11）年のことである（「旧少年法」）。それ以前から、少年犯罪者を成人犯罪者と区別して処遇するという思想は存在した。1880（明治13）年にできた旧刑法でも、少年には刑を緩和し、12歳以上16歳未満の少年で是非の弁別がないときは、刑法上の罪を問わず懲治場に収容して教育を施すものとした。この懲治場には、親からの願い出があった8歳から20歳未満の不良行為者も収容されていた。しかも懲治場の処遇内容は一般に不完全だったので、当時先進的な制度として注目されていた欧米の感化事業に学んで感化院創設の運動が生まれ、1900（明治33）年には感化法が制定された。

感化院は少年院や児童自立支援施設（教護院）に当たるものだが、その設置が府県の任意とされていたため、実際には5施設しかできず、依然として懲治場制度が行われていた<sup>(2)</sup>。しかし、1908（明治33）年の新刑法（現行刑法）施行に伴って懲治場は廃止され、刑事責任年齢も現在の14歳以上に引き上げられた。そのため新たな少年犯罪対策の策定が必要になり、旧少年法の制定を促すことになるが、当面、感化法を改正して各府県に感化院を設置し、懲治場収容者はすべて感化院に収容されることとなった。

感化院が全国に普及することにより不良少年に対する保護組織は一応確立されたのではあるが、実際には、感化法の手続きの欠陥も含めて感化院の機構は弱体であった。ことに第一次世界大戦後少年犯罪が激増し、少年犯罪特別法制定の必要性が痛感され、1922（大正11）年に「少年法」および「矯正院法」が制定公布された<sup>(3)</sup>。

旧少年法が少年裁判所で特別に取り扱おうとしたのは、18歳未満の少年だけだった。しかも、死刑、無期または短期3年以上の懲役もしくは禁固にあたる罪を犯したものと、16歳以上で犯罪を行った少年については、原則的には少年審判所の審判ができないとしていた<sup>(4)</sup>。つまり、犯罪を行った少年は、基本的には検察官が刑罰を科す必要がない場合だけ、少年審判で取り扱われた（検察官先議）。この少年法は「愛の法律」などと呼ばれ、わが国の刑事立法史上画期的な意義をもつ法律であった。そして、矯正院法や司法保護事業法などの付屬法とともに、この法律は、わが国の少年保護制度の基本法として、1948（昭和23）年に全面改正されて現行少年法に引き継がれるまで、26年間にわたって運用されてきた<sup>(5)</sup>。

この少年法の対象少年は犯罪少年と虞犯少年に限られ、その他の要保護少年は、依然として感化法で扱われた<sup>(6)</sup>。1933（昭和8）年に感化院法の根本的改正があり、それに関連して少年教護法、児童虐待防止法、母子保護法など少年児童の保護を目的とする一連の立法が行われ、それらは内務行政の一環として運営された。

第二次世界大戦後、価値観の著しい変転あるいは崩壊の中で、非行少年が質的・量的に爆発的に増加する現象が起きたが、従来の制度では対処できなかった。そこで、旧少年法を改め、新しい日本国憲法のもとで新たに作られた法律のひとつとして現行少年法を定めた。現行少年法はGHQ主導で「徹底した少年への教育を行おう」という理念に基づく当時のアメリカ少年裁判所法を参考に作られ、1949年1月1日から施行された。

旧法と新法との根本的な違いは、行政機関である少年審判所が廃止され、少年に対する保護処分の決定を、司法機関である家庭裁判所に行わせることとしたこと、旧法の検察官先議・刑事処分優先をやめ、裁判官先議・保護処分優先に改めたこと、少年法の適応年齢（少年年齢）を18歳未満から20歳未満に引き上げたことである。このように、少年法の基本構造が根本的に改められた。

## 2. 少年法とは

### (1) 目的

少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」ことを目的にしている（少年法第1条）。刑法の「子ども版」でも刑事訴訟法の「子ども版」でもなく、まったく異なった考えで作られている。子どもの成長発達権の保障と社会の安全を同時に確保することを理念としている。

ひとことで言えば、「刑罰」ではなく、「立ち直り＝更正とそのための環境調整」がその目的だということである。再犯を繰り返さないように、少年自身と家庭など環境に働きかけて、問題を解決する、ということである（教育的福祉的機能）。

近代法の制定以前では、犯罪を行った少年はおとなと同じように裁かれ、同じ刑務所に入れられていた。しかし、子どもの犯罪は、子どもが未熟であるがゆえに環境に作用されて起こりやすいものである。そのため、刑罰という制裁を背景にして防止することは、いかに刑罰をちらつかせたとしても容易ではない。その一方、子どもには可塑性（立ち直る力）があるので、教育・福祉的に対応すれば再犯は防ぎやすく、逆に、刑務所に入れることは害悪のほうが大きく、再犯につながるものが少なくない。こうして、教育・福祉を基調とする少年法の思想は生まれた。大人の犯罪者の中には子ども時代に初犯を犯した人が多いという事実もまたこの思想を実践化させた（保護主義）。単に「甘やかす」という意味での「保護」では決してない。

また少年法は、犯罪をおこしてしまった少年に事後的に対処する（すなわち処罰でなく教育・福祉的に対応する）方法を決めた法律であり、事前に犯罪を防止するための方法を決めた法律ではない。予防のためには多くの社会的努力が必要である。予防のための社会的努力と少年法の教育・福祉的機能は共通しているし、少年法自身にも犯罪の繰り返しを防止する目的はない。

なお、子どもの非行については、もちろんその行為を行った子どもにその責任があるの言うまでもないが、その子どもが社会の一員となるための必要となるルールを身につけることができなかった親の責任も間接的に問うている。つまり、本来は親の権利である子どもに対する教育を国が代わって強制的に行い、親の子どもに対する権利を制限することで、親にも責任があることが明確化している。また、少年犯罪は社会の鏡と言われているが、この鏡に写った少年犯罪を、子どもの主体的、自律的成長にふさわしい環境や機会を提供できなかったという点で、社会の中でどのように受けとめ、社会が何をすべきかを、つねに問うていて、少年を対象にした法律ではあるが、実は大人社会を問う法律でもある。

この少年法は、現憲法の下、戦前の少年法（大正に制定されたもので、検察官の権限が強く、刑事処罰が中心）に代わり、戦後の改革の一環として成立したもので、ここでいう「健全育成」は、教育基本法や児童福祉法と同じ視点で、子どもの成長する権利を保障することが意図されている。そして、こうした対応で再犯を減少させることにつながるのだから、結果的に社会の安全も保たれるという考えなのである。

以上のような少年法の理念を実現するために、少年法にはいくつかの原則が盛り込まれていた。しかし、このたびの「改正」の結果、理念を定めた1条は変更されずに残っているが、大事な原則が大きく崩されてしまったのである。

### (2) しくみ

少年法は、20歳にならない少年・少女が悪いことをしたとき、大人とは違う扱いをしよう、と

いう法律である<sup>(7)</sup>。少年法第3条は、少年法がその対象としている少年を「非行少年」と呼ぶこと、そして、その非行少年には、年齢に応じて・触法少年・虞犯少年の三つのカテゴリーがあると規定している。非行少年の取り扱いの中で、もっとも特徴的なことは、すべての少年が家庭裁判所に送られるということである（全件送致主義）<sup>(8)</sup>。非行をきっかけとして国がそのような子どもを発見して、親に代わっておとなになるために必要な教育を行う。そのために、何が必要かを家庭裁判所が判断する。これが、少年に対する取り扱いの基本である。

犯罪少年は、人を殺したり、お店の商品を万引きしたり、路上に置いてある自転車を乗り逃げたりといった犯罪を行った少年のことを指す。具体的には、刑事責任年齢の下限である14歳以上20歳未満で、刑罰法令に違反した少年ということになる<sup>(9)</sup>。犯罪少年は、そのほとんどが、警察によって発見される<sup>(10)</sup>。そして、そのあと、検察を経て、家庭裁判所に送られる<sup>(11)</sup>。

犯罪少年は、さらにその年齢によって、取り扱いに差が出る。14・15歳の年少少年は、刑罰を科すために、事件を検察官に送ることができない<sup>(12)</sup>。おとなと同じ刑事裁判が行われて、有罪となっても、少年に対して科せられる刑には制限がある。16・17歳の中間少年には、死刑を科すことはできない<sup>(13)</sup>。中間少年、18・19歳の年長少年とも、自由刑（少年刑務所に収容）を科す場合には、不定期刑を科さなければならない<sup>(14)</sup>。少年には、刑罰も教育的な観点から科され、その効果が現れれば、なるべく早い時期に社会に戻そうという思想に基づいてこのような取り扱いがなされている。

触法少年は、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年のことである<sup>(15)</sup>。犯罪という社会のルールに違反した子どもについては、少年法だけがその教育を担当するわけではない。18歳未満であれば、一応児童福祉法でいう「要保護児童」に該当する<sup>(16)</sup>。そのような児童を発見した場合には、誰でも児童相談所か福祉事務所に通告することが義務づけられている（児童福祉法第25条）<sup>(17)</sup>。そして、犯罪に限らず、社会のルールに違反した児童は、不良行為を行った児童として、児童自立支援施設（以前の教護院）に入所させるなどの福祉的措置を行うことになっている。

触法少年の行為は、犯罪を構成することがないから、警察や検察による犯罪捜査を行う必要がない。そのため、警察官がその少年を発見したとしても、直接事件を家庭裁判所に送ることはできず、必ず児童相談所の判断を仰がなければいけない。触法少年の場合は、犯罪を行っていないために、児童福祉法による福祉的措置が少年法による取り扱いよりも優先される。

刑罰法令に違反したり、触れる行為をした少年だけが、非行少年として扱われるわけではない。他人の権利を侵害していない子どもに対して、国が強制的に教育を行うことは人権上問題がある。けれども、他人の権利を侵害することがいけないことだとすることを十分に理解していない少年を、なるべく早く発見し、援助することは、少年の健全な育成にとっては望ましいことである。この2つの矛盾する要請にぎりぎりのところで応えているのが、虞犯少年である。家出や無断外泊を繰り返していたり暴力団などと付き合っている少年などがそれに当たる<sup>(18)</sup>。

14歳未満の虞犯少年は、触法少年と同じように、福祉的対応が優先されるので、児童相談所による送致がなければ、家庭裁判所で審判の対象となることはない。また、14歳以上の虞犯少年は、警察によって発見されても、犯罪捜査の対象にはならないので、すぐに家庭裁判所に送られる。

家庭裁判所は、少年に必要な教育・援助の判断の際に、いろいろな情報を集めなければいけない。そのための情報は、行った非行に関する情報だけでは不十分である。したがって、家庭

裁判所は、家庭裁判所調査官という専門家を用意し、必要な情報の収集を担当させる<sup>(19)</sup>。

家庭裁判所が提供する教育的援助は、最終的な処分である保護処分という形で行われるものだけではない。家庭裁判所では、あらゆる機会を捉えて、少年に教育的な働きかけを行わなければならないが、家庭裁判所では、より教育的な働きかけを行えるよう、いくつかの制度が用意されている。

まず、少年鑑別所という特別な施設の存在が挙げられる。少年鑑別所は、家庭裁判所に事件が送致された後に、少年の身柄を拘束する場所だけでなく、心身の鑑別を行う機関でもある<sup>(20)</sup>。

また、もう一つの制度として、試験観察制度がある。試験観察とは、家庭裁判所での調査・審判の結果、少年にどのような処分が必要かの判断がつかないとき、一定の期間、最終的な処分を保留にして、少年の様子をみる制度である<sup>(21)</sup>。これには、少年を家に帰して、調査官が様子を見る在宅試験観察と、民間の篤志家による補導委託先に少年を預けて行う補導委託の二種類がある。

さらに、附添人という存在も忘れることはできない。附添人には、保護手続が適正手続に従って行われるように監視する役割と、調査・審理の協力者としての役割が期待されている<sup>(22)</sup>。附添人は、少年と親が必要だと考えて、家庭裁判所が許可すれば、誰でもなることが出来る<sup>(23)</sup>。

少年審判では、国が強制的な教育を行うための前提条件である非行事実と、少年が二度と他人の権利を侵害するルール違反行為を行わないために、強制的な教育が必要かどうかを判断する要保護性の両方を審理しなければいけない。少年法の趣旨は、それらを裁判官が親の立場で全責任を持って判断するという制度がもっとも適していると捉えている。少年裁判自体が教育的効果をもつためにも、少年にどのような教育が必要かを明らかにするためにも、少年との対話は欠かせない。そのため、少年審判は、裁判官が一人で少年に向き合って少年の話を聞くのにふさわしい形をとっている<sup>(24)</sup>。

少年審判を行い、その少年に必要な援助を行うためには、家庭裁判所は、その少年が非行を行った原因を、かなり詳しく調べる。そこでの調査は、この情報が少年の審判のためだけに使われること、したがって、公開しないことを前提に行われる（少年法第22条2項）。少年の社会復帰を確保するために、少年法第61条は少年を特定できる情報を新聞紙等で報道することを禁止している<sup>(25)</sup>。

## 第2章 国際社会における少年法

つぎに、日本の少年法の問題を考えるために、国際社会における少年犯罪の取り扱いについて検討してみたい。

### 1. 国際社会における少年犯罪の取り扱い

#### (1) 国際法上の少年の位置づけ

国際法上における少年の扱いは次のように述べられている。

#### • 世界人権宣言（1948年）

##### 第26条<教育に関する権利>

「すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的人権の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国また

は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のための、国際連合の活動を促進するものでなければならない。」

• 国際人権規約 A 規約（1966 年）

第 10 条< 児童の保護 >

「保護及び援助のための特別な措置が、出生その他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。児童及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。」

第 13 条< 教育についての権利 >

「締約国は、教育が人格の完全な完成及び人格の尊重についての意識の十分な発達を指向し並びに基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に参加すること、諸国民の間及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。」

• 国際人権規約 B 規約（1966 年）

第 14 条< 公正な裁判を受ける権利 >

「少年の場合には、手続は、その年齢及びその更正の促進が望ましいことを考慮したものとする。」

第 24 条< 児童の権利 >

「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置についての権利を有する。」

非行少年の処遇に直接関係する国際上及び国際規則が、ここ数年間に相次いで制定された。1985 年の「少年司法運営に関する国連最低基準規則」（以下、北京規則）、1989 年の「児童の権利に関する条約」、1990 年の「少年非行の防止に関する国連ガイドライン」および「自由を奪われた少年の保護に関する国際規則」（以下、少年保護規則）の 4 つである。このうち 3 つの国連規則は、子どもの権利条約の理念を非行少年の処遇に具体化したものであり、3 つが緊密に連携して処遇の全局面をカバーしている。

条約が非行少年の処遇について直接定めているのは 2 か条（特に北京規則と関連する 40 条、少年保護規則と関連する 37 条）にとどまるが、条約の規定全体が、非行少年を含むすべての子どもについて適用されるものであることは言うまでもない。したがって、3 つの国連規則は、非行少年処遇の全局面にわたり条約の基本的な考え方を具体化したものであるということが出来る。

少年司法は、犯罪を犯したとされる子どもに対して、大人と異なる特別の対応をするために、刑事裁判手続から分離させた手続である。根本的な課題として、保護主義と適正手続との関係が問われてきたが、現在では、両者は排斥しあう関係にはなく、むしろ適正手続は保護主義にとって不可欠の要素であることが承認されている。この考え方が、国際準則の基調の一つになっていると思われる。

少年法制は、それぞれの国によって異なった基本構造をしている。そのため、条項の取り入れ方もその国によってかなり異なる。しかし、いずれの国においても、子どもを「保護し、教育を必要とする子ども」としてとらえ、そのニーズに応じて、成長・発達の援助を目指すことを共通の特徴としている。

## (2) 国際的な少年犯罪の取り扱い

我が国の少年法の基礎をなしているアメリカ少年法は、州レベルと連邦レベル、さらにカウンティ・レベルで違いがあるが、動向としては統一的に理解できる。

アメリカは1899年にイリノイ州シカゴではじめて、「更正と保護」を優先した少年審判所の法廷が開かれた。それ以来、1970年代に厳罰主義が導入されるまでずっと、アメリカの少年司法現場ではこの考えを最優先させてきた。しかし、70年代に入って少年犯罪の凶悪化、低年齢化が進んだこと、さらにおとなの犯罪者が少年の寛大さを利用して少年たちを麻薬密売などの犯罪に利用し始めたことが、厳罰主義の導入に拍車をかけた。その口火を切ったのは、ニューヨーク州で78年に少年犯罪者の刑事処分の適応年齢を16歳から13歳に引き下げたことである。これ以降アメリカの多くの州では、13歳や14歳の子どもでも、殺人などの重罪を犯せばおとなと同じように終身刑を言い渡されるようになった。

- a. 一定の重大事件については、少年裁判所（家庭裁判所）から刑事裁判所に事件を広く容易に移送（管轄権放棄）できる。
- b. 検察官が事件を少年裁判所に送るか、刑事裁判所に送るか、刑事裁判所に起訴するかを裁量的に判断できる。あるいは、はじめから少年裁判所の管轄から除外して、刑事裁判所の管轄下におく。

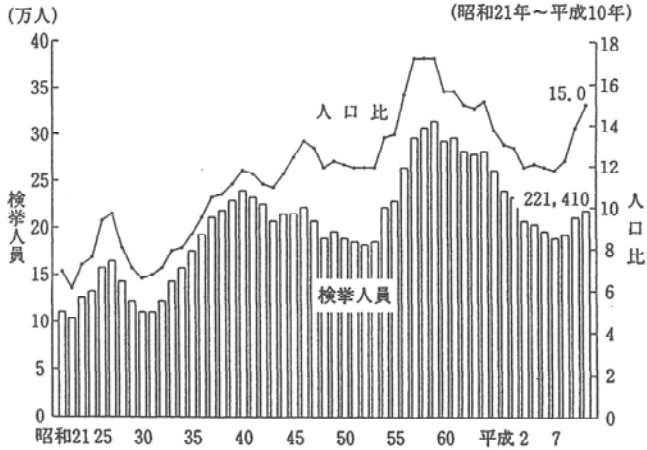
このように、刑事処分の適用範囲は積極的に拡大された。

少年犯罪者への刑事処分の適用は、終身刑などの重罪を課すことによる犯罪の抑止、さらに、地域社会の安全を守るという面で効果をあげている。しかしその一方で、88年から92年にかけて殺人、襲撃などの少年犯罪は68%増加。この間は大人の凶悪犯罪は減少傾向にあったにもかかわらず、14歳から17歳を中心とした10代の凶悪犯罪だけが大幅に増えた。それに比例するかのよう、少年犯罪者への死刑処分の適用年齢数は、少年審判の判事によって決定されたものだけで、88年の7005件（少年犯罪の総件数56万9596件の約1.2%）から、94年には1万2300件（総件数74万3673件の約1.5%）と増大した。

少年犯罪者に対する刑事処分の決定には、(1)少年審判所の判事が行う、(2)検察官が行う、(3)法律で適用する犯罪項目を定め、それに該当する者に自動的に適用する、という三つの方法があり、最近はとくに(3)の方法を導入する州が増えてきた<sup>(28)</sup>。(2)と(3)の方法で刑事処分を適用された少年犯罪の数は明らかではないが、(1)から(3)をすべて合わせると、年間約20万人の少年犯罪者（18歳以下）が刑事処分の適用を受けているとの指摘もある。

このように、アメリカは少年法の厳罰化を進めたことにより、以前よりも少年犯罪を増加させる結果となった。現在のアメリカは、学校内や登校途中などで少年による銃乱射者事件が日常的に発生し、日本とは比較にならないほど凄まじいものである。したがって、厳罰化によって少年犯罪の抑止効果はないということがあきらかになった。

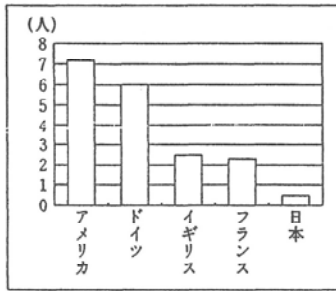
少年刑法犯の検挙人員及び人口比の推移



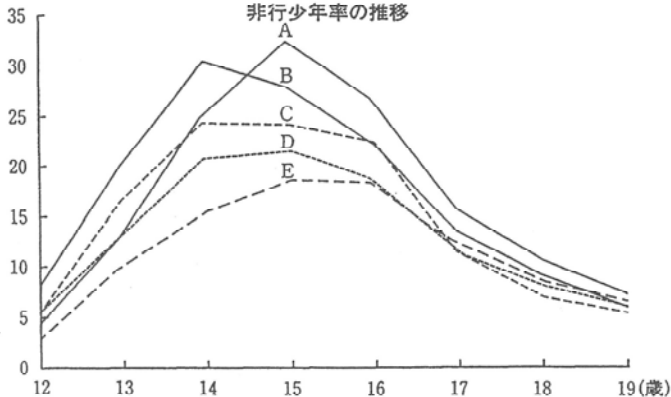
[注] 1 警察庁の統計及び総務庁統計局の人口資料による。  
 2 昭和45年以降は、触法少年の交通関係業過を除く。  
 ([犯罪白書平成11年版]より作成)

少年の殺人検挙人数 人口10万人当りの人口比  
 (但し、ここでは18歳未満を少年とする)

アメリカ	7.1
ドイツ	5.9
イギリス	2.6
フランス	2.4
日本	0.5



非行少年率の推移



注 1 警視庁の統計及び総務庁統計局の人口資料による。  
 2 「非行少年」は、少年刑法犯検挙人員の同年齢人口1,000人当たりの比率である。  
 3 Aは昭和53年に12歳で60年に19歳、Bは56年に12歳で63年に19歳、Cは59年に12歳で平成3年に19歳、Dは昭和62年に12歳で平成6年に19歳、Eは平成2年に12歳で平成9年に19歳の各非行少年率である。  
 4 交通関係業過を除く。  
 ([犯罪白書平成11年版]より作成)



## 2. 改正少年法とは

少年犯罪は、量的には戦後一貫して減少し続け、現在も激増しているとはいえ、全体としてわが国の凶悪犯とされた少年犯罪が他の先進国に比べて極端に少ないことは、統計からみれば現在でも事実であることは明らかである。また、他の先進国では犯罪は少年期から青年期に向けて一気に上昇するが、わが国では14~18歳を過ぎると（つまり青年期に入ると）急速に減少していく。このことも以下のように統計に証明されている。

しかし、ここ数年の相次ぐ少年事件で「激増し、凶悪化する少年犯罪」のイメージが強まり、厳罰化を柱とした、「改正」少年法が昨年4月から施行されることとなった。主な内容は、以下の通りである。

### a. 刑罰適用年齢「16歳以上」。

→「14歳以上」に引き下げる（第20条第1項）。

14歳への刑事適応年齢の引き下げは、本来は14・15歳の少年を刑務所に入れるということだが、我が国の刑事施設には受け皿がなく、義務教育を定めた憲法にも低触する。そこで、14歳から16歳までは少年院への収容が考えられるわけだが、そもそも更正施設である少年院に刑事罰の少年を入れることができるのか。また、子どもたちが更正を目的とし学んでいる少年院で、刑事罰を受けている少年が何をやるのだろうか。さらには、16歳になれば刑務所へ移動させることが少年の情操にとって悪影響をもたらすのではないか、というさまざまな問題が生じる。

### b. 家庭裁判所から検察官への送致（逆送）は、裁判官の判断に一任<sup>(27)</sup>

→殺人、強盗致死、傷害致死などの犯罪を犯した16歳以上の少年は原則逆送（第20条第2項）。

凶悪犯罪を犯した16歳以上の少年に対して、高い可能性で刑事罰処分が科せられることになる。18歳未満の少年の無期刑は、必要的に軽減されているというこれまでの規定を改め、裁判官の判断で軽減しなくてもよいとしたり、死刑を軽減して無期刑にしたときの仮出獄可能期間7年を成人並みに10年に戻すなど、刑罰強化の意図が表明された。

### c. 少年審判に検察官の出席を認めない。

→故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件、死刑やもしくは短期2年以上の懲役・禁固にあたる重大事件の事実認定に必要な場合、家庭裁判所の決定により認める（第9条の2）<sup>(28)</sup>。

検察官が関与した場合を考えると、家庭裁判所に事件が送致され数日以内に第一回審判が開かれ、非行事実や動機にかかわる部分について審理される。検察官の厳しい質問があり、それに対し、附添人（弁護士）が応酬する。審判の当初から、大人どうしの論争が開始される。一段落して、調査命令が出され、調査官は、補充的、形式的な調査を命ぜられる。実質的には、少年不在の審理が進められ、審判の教育的機能はほとんど期待できないようなものとなり、調査官の調査も現在のものが変質し、表面的、形式的なものになってしまう。少年たちが対審構造の審判において、大人どうしのやり取りをきちんと理解し、自分の考えや気持ちを表現できるとはとうてい思えない。ある程度責任というのを加害者少年は負わねばなら

い点で、被害者の気持ちが多少癒される可能性はある。

d. 被害者側の意見陳述権を認めない。

→被害者遺族が申し出れば、被害者に関する心情その他事件に関する意見を陳述できる(第9条の2)。

被害者の意見陳述権とは、審判廷で被害者に関する意見を述べる権利のことで、これが認められたのは、素晴らしいことである。

しかし在廷権、つまり審判を傍聴する権利は明確には認められていない。審判廷で傍聴した上意見を言うのと、それ以外の方法で意見を言うのは全然違う。被害者は一般の傍聴人とは違って、自らが苦しみを味わい、そのどん底から這い上がる術を探している。在廷の権利が認められることこそが、被害者の遺族全員が心の底から希望することではないか。

e. 少年審判を単独の裁判官で行う。

→裁判官の合議制で行う(裁判所法第31条の4第2項)<sup>(29)</sup>。

複数の裁判官の合議制になれば、加害者にとっても被害者にとっても処分の正当性は向上する。

しかし、少年の気持ちを思うと決してよいことだとはいえない。合議制がとられた場合の審判廷では、3人の裁判官が正面に座り、少年と保護者がその前に縮こまって対面する。他に検察官と弁護士、調査官、そして書記官、廷史、鑑別所職員、場合によっては関係者など、多数の人が出席する。成人の刑事の法廷にかなり近い趣になり、少年にとっては、かなり、威圧的である。このような状況では、多くの少年が、極度に緊張し、萎縮し、進められている話が理解できず、何かなんだかわからないうちに手続が進められる結果になる。

改正少年法では、改正論議の原点になった「山形マット死事件」の論点にまったく答えていない。そもそも「重大ではない」とされた事件の事実認定をどうするか。家庭裁判者の否認事件全体の事実認定をどのように体系的に整備していくかという視点が欠如している。本当は「小さな事件」であったとしても、子どもたちにとって一生にかかわる重大な問題になる。「やっていない」と言っている子どもたちにどう応えるか。「改正」少年法は沈黙したままである。

また、犯罪被害者救済の基本的な問いかけにも回答を与えていない。犯罪被害者の要求は、少年審判において間接的に意見を聞かれることや事件記録の閲覧など一部受け入れられているが、犯罪被害者支援の社会的なシステムや審判参加者の問題など、主要な部分は論議の対象にもならない。情報公開のあり方についても手つかずである。これは少年法改正論議の主要な論点を回避した結果生じたことである。こうした重要な問題を21世紀に手つかずのまま残してしまったのが、「改正」少年法の特徴なのである。

### 3. 問題点

(1) 子どもは成長・発達の過程にあり、いろいろなことに悩み、試行錯誤を繰り返すため、きっかけさえあれば、そこからすぐに立ち直り、自分をどんどん変えていくことができるのである(可塑性)。今まで気づけなかったことに気づき、今までとは異なった人たちとの出会いを経験することによって、子どもは日々成長していく。

つまり、自分が行った犯罪の意味に気づき、それが、どれだけの人や自分を傷つけることなのかを学ぶ機会さえあれば、どんなことがあっても二度と犯罪を行わないように自分を作り変えていくことができるのである。このように、子どもにきちんとした教育を施すことはとても大切なことである。

少年にとっては、今の少年司法が準備している教育だけでは、十分に自分を変えることができない場合もある。どのような教育を行ったとしても、その少年が本当に必要としているものを提供できない場合もあるし、それまでの教育があまりにも不十分な場合、いくら少年が可塑性に富んでいると言っても、変わるまでかなりの時間がかかることもある。だからと言って、その少年に対する援助や働きかけにまったく意味がないわけではない。たとえ、その少年がおとなになって犯罪を繰り返して、まったく教育効果がなかったように見えたとしても、少年のときの教育があったからこそ、軽微な程度でとどまっているともいえるのである。

重大事件を犯した少年を原則、刑事事件にかけることを規定した少年法の改正で今後、少年受刑者の増加が予想される。それにもかかわらず、少年たちを更生させるといった教育的視点が見直されなかったことは問題である。

(2) 近年の相次ぐ少年犯罪、そして、マス・メディアによる「激増し、凶悪化する少年犯罪」といった報道により、世間全体が恐怖感を持ち始めた。そのため、人々の不安を取り除くために、議論をし尽くしたとはいええない状態で、あわただしく改正少年法が成立した。しかし、その中心は「厳罰化」を柱とするのもであった。

非行少年の教育を放棄し、刑罰で臨むという安易な道を選択することは、犯罪者を増やすことにしかつながらない。厳罰主義で非行少年に対応しているアメリカが、一向に減らない少年の犯罪に苦慮していることがそれを証明している。我が国は、このような事実を知りながら、また、決して激増しているとはいええない我が国の少年犯罪に対し、厳罰化をはかったことは問題である。したがって以下では、具体的な少年事件を通じて、今日の少年法の抱える問題点を検討してみたい。

### 第3章 事例研究

#### 1. 山形マット死事件 (1993年1月13日)

中学校の体育館内用具置き場で、1年生男子(13歳)がロール状に立ててあった体操用のマットの空洞部分に頭を下にして死亡しているのを、部活中の生徒が発見した。警察はその後、7人の生徒A～G(14～12歳)による犯行と断定した。

家庭裁判所送致するときは捜査記録が家庭裁判所に送られるが、初動捜査の捜査方針を塗り固めるために、際限なく補充捜査が繰り返された<sup>(30)</sup>。実際、その補充捜査のほとんどは、少年たちの主張したアリバイをつぶすことに向けられていた。

93年8月23日、山形家庭裁判所は、A～Cについて、アリバイも否定できないとして非行事実なしの不処分決定を行い、先入観を持った乱暴な捜査に厳しい判断をした。Aらの3人の無罪が確定した。ところが、D～Fについては、自白の信用性を認めなかったが、目的証言に反して、アリバイを肯定するほど強い証明力のある証拠がないとして、93年9月14日に保護処分が言い渡された<sup>(31)</sup>。

これに対し、Dら3人は抗告した。ところが、仙台高等裁判所は、93年11月29日に、抗告

を放棄するとともに、不処分になっていたA～Cについてもそのアリバイを否定し、本来はクロドという心証をもっていることを決定の中で触れた<sup>(32)</sup>。

最高裁判所は、94年3月2日に、D少年らの再抗告を退けた。最高裁判所での再抗告を棄却された少年らは、94年3月22日「保護処分取り消し」を家庭裁判所に行った<sup>(33)</sup>。しかし訴えは退けられ、95年1月に少年らは最高裁判所に再抗告した<sup>(34)</sup>。

この事件は、今回行われた改正少年法の原点といわれながら、事件の決定に至る内容等は公開されていない。

## 2. 神戸小学生殺害事件（1997年5月24日）

中学3年生（14歳）が「人を殺す経験がしたい」という欲望から、通りがかりの顔見知りであった小学6年生を誘い出し、首を絞めて殺害した。その夜、家を出て首を切り落とし、頭部を学校の正門前に放置した。

少年は、遺体の口に「酒鬼薔薇聖斗」と名乗った、社会を敵に回す挑戦状のような紙を入れたり、同じような挑戦状を神戸新聞社に送ったりといった、今までに例のない残虐な事件を起こした。

この事件をきっかけとして、改正少年法は厳罰化の方向へと動き出したのである。それは、この少年は犯行時14歳で家庭裁判所の決定時も15歳であったため、当時の少年法では刑事責任を問い得ず、「酒鬼薔薇が3年で出てきてしまう」という人々の恐怖心に対応するための措置であったことは、否定できない。

少年は小学3年の時に母親の厳しいしつけをめぐって、ノイローゼ気味になり、中学1年の時に専門医から、周囲の認知能力にゆがみがある疑いを指摘されていた<sup>(35)</sup>。そして、この事件以前にも通り魔事件を何度か起こしたことがあるということから、開放的な病院では少年が外部のものから様々な影響を受けるおそれがあり、少年を治療する場所としては適切ではないという点から、治療もなしうることもでき少年の安全も確保できるところとして医療少年院に送致されることとなった。

この事件後、少年の顔が週刊誌によって大きく掲載され問題となった<sup>(36)</sup>。

## 3. 愛知主婦殺害事件（2000年5月1日）

高校3年生（17歳）が「人を殺す経験がしたい、人の壊れやすさを確かめたい」という動機から、見知らぬ主婦を殺害した。彼は「殺害を犯したとき興奮した」と供述したと言う。

精神鑑定の結果、少年には、「他人への共感性の欠如、抽象的観念の形式が不全、想像力の欠如、強いこだわり傾向」があり、「高機能広汎性発達障害あるいはアスペルガー症候群」とされ、医療少年院へ送致されることとなった<sup>(37)</sup>。

本来順調に発達すべき部分が発達しなかったのが発達障害で、たとえば、知的障害や自閉症も発達障害のひとつである。少年の場合、広汎な（広い範囲の）発達障害があったが、彼の能力全体が低いわけではなく、友達と遊んだり、学校で勉強するようなことはでき、周囲からはまじめで成績優秀な優等生といわれるくらいであった。そのため専門家の中には、殺人について観念的に考えるうちに、観念の世界だけでは収まらなくなり、現実に殺人を犯してしまった、と指摘する意見もある。

裁判官は、「高機能広汎性発達障害が犯罪を誘発する要因ではない」としたが、善悪の判断が

つきにくい「心神耗弱の状況」にあったとした。現在少年は、被害者に対して深く謝罪しているという。

#### 4. 佐賀発バスジャック事件（2000年5月3日）

福岡県で精神病院に入院していた17歳の少年が、外泊許可を受けた直後にバスを乗っ取り、乗客1人を殺害し、多数の人々に危害を与えた。犯行動機として、「世間をあっと驚かせることをしたいと思っていたとき、2日前に起きた愛知主婦殺害事件で先を越されたと思い犯行に及んだ」と供述した。

同年9月15日、80日にわたる精神鑑定の結果、「事件当時、自己の行為の是非良悪を判断する能力に著しい低下は認められない」とほぼ完全な責任能力が認められた。この結果を受け、9月29日、4回目の審判が開かれ、医療少年院送致とする保護処分が決定された。

少年は3月に精神病院に入院する直前「最近もう一人別の自分が人を殺せと勧める」という文章を書いたが、5月の犯行直前の文章にはこのような記述がなかった。そのため、裁判官は、精神分裂病の症状である幻覚や妄想ではなく、心と体が自分から遊離したように感じる体験をして人格の統合が不完全な状態となる「解離性障害」と認定した<sup>(38)</sup>。そして、少年には犯行当時、責任能力が完全にあったと判断した。

事件に至る経緯として、少年は「思春期危機」にあったとし、高校受験前に成績低下などに直面し「燃え尽き症候群」の状態になり、不登校、引きこもり状態となる中で「自我同一性拡散」状態になった可能性があり、インターネットを通じ反社会的価値観の影響を受けたと鑑定した。

神戸事件と同様、事件後少年の顔がメディアによって報道されたことは問題である。

## 第4章 検討

(1) 少年犯罪は社会の鏡といわれつづけている。最近の「成績の良い子」「非行歴のない普通の子」による殺人をみると、そのことが余計に強く感じられる。子どもたちは、競争主義としかいえないような教育制度で人生のすべてを決められ、はやくから人生を諦めざるをえない状態まで追い込まれているのである。

非行を行った少年には、犯した罪の重さを自覚して、心底から悔悟の念、謝罪の気持ち、二度と再び違法な行為を行わないという決意を持たせる必要がある。また、周囲の人間は、子どもを支えきれなかったことへの反省を持ちつつ、今後の支援を約束できるようになっていく必要がある。この段階に至るためには、子どもが自分自身についても、周囲の人間に対しても、信頼を回復しているということが不可欠なのである。そして現実の生活の場で、現実の人間関係の中へ戻って、謝罪や問題改正の努力をしながら、自分の人生を築いていき、社会の一員として貢献できる人間として成長していくことを目指さなければならないのだ。

このように、非行少年を更生させるためには「教育」が何よりも大切なのである。子どもの自己育成能力を引き出すことができる地域、学校、社会の形成（少年犯罪の起こりにくい状況づくりへの社会資源の重点的配分）に、もっと目を向ける必要がある。

厳罰化によって増えると思われる少年受刑者、また、近年の特異な事件をおこした少年たちからも、今まで以上に一人ひとりにあった適切な教育をしていかなければならないと思う。そのためには、少年たちにきちんと教育的対処ができる専門家が整っている、教育施設をさらに

増やしていくべきではないか。

(2) 可塑性がある少年に対して、少年法は厳罰の方向に改正されてしまった。このことは、少年法の目的である「非行のある少年に対して矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」、つまり、「刑罰」ではなく「立ち直り=更正とそのための環境調整」ということが崩されつつあるといえる。50年間以上守りつがれてきた少年法の理念を、きちんとした議論をしないまま後退させていいのだろうか。

いま求められていることは、非行など問題のある少年を刑罰という形で社会から締めだしてしまうことではなく、おとなが憲法や国際人権規約、子どもの権利条約にうたっている子どもの権利の保障を基本にすえて、子どもを取り巻く社会環境を改善することである。

5年後に再び、この改正少年法は見直されようとしている。厳罰化は決して、少年犯罪を抑止しないばかりでなく、むしろ、よりいっそう少年犯罪の解決を遠ざける恐れがあることを、念頭において検討をする必要がある。

### むすびにかえて

今回の少年法「改正」は、少年法の基本理念である「保護・育成」を真っ向から打ち砕くような、危険極まるものだと考えざるをえない。

少年法にとって最も重要なことは、少年のもっている特性にふさわしい非行処理・対処のしくみである。それは、少年のもっている人格的な可塑性・柔軟性、つまり社会的な教育的働きかけを受け入れて自らを発達させていこうとする、少年の特性に見合った柔軟な教育的・保護主義的なものでなければならない。このことこそ、少年法論議の原点でなければならないと思う。だから、今回の少年法改正には賛成できない。

子どもが非行を行うということは、成長・発達の過程で、親が子どもにとって必要な「教育」をしていなかったことを示すサインなのである。そのため、犯罪を起こさない環境づくりを、社会全般が真剣に考えることが何よりも大切である。しかし、犯罪を犯してしまった少年に対しては、厳罰を与えることを優先するべきではなく、一人ひとりにあった適切な教育を施し、更正の道を歩ませることが大切であると思う。

5年後に再び見直される少年法では、保護主義の理念を守っていく姿勢がみられることに期待する。

## 註

- (1) 親がいなかったり親や保護者による適切な教育・保護・支援を受けられない少年たちに対して、国家が親や保護者に代わって後見的・福祉的な立場から教育・保護・支援を行うという考え。その由来は、英米法社会に古くからある衡平法（エクイティ）の放任少年や扶養・後見を要する少年に対する考えにあるとされている（亀山憲一「犯罪学がわかる」朝日新聞社、2001年、137頁）。
- (2) 少年院には、初等、中等、特別、医療少年院の4種類があり、初等、中等は短期と長期がある。期間は短期であれば4ヶ月から半年、長期であれば1年2ヶ月くらいが平均。少年院は刑罰を科すところではなく、子供たちが社会人として暮らしていくために必要な生活、労力、職業面での教育を施すところで、懲役を科すことを目的とする刑務所とは異なる（石井小夜子・坪井節子・平湯真人『少年法、少年犯罪をどう見たらいいの？』明石書店、2001年、5頁）。
- (3) この少年法の立案は、当時の欧米の進歩した少年裁判所法を模範とし、特に英米の衡平法思想に従い、福祉政策と刑事政策の両面からその内容を規定することを意図したものである（同書、138頁）。
- (4) 家庭裁判所で行われる少年審判は、非行少年の単なる処遇決定の場所にとどまらず、それ自体、少年の健全な育成を目的とする保護手続き全体の重要な部分として教育の場の意味も備えている。したがって、少年が自己の非行を反省し、社会的責任を自覚できるように仕向けることが必要とされている（亀山憲一、前掲書、138頁）。
- (5) この少年法は、少年審判所が司法機関ではなく、行政機関であったこととも関連して、現行少年法からみれば、刑罰優先的色彩の濃い法律だが、これが少年法を特別に取り扱おうという試みであったことは間違いない（同書、14頁）。
- (6) 第1章（2. 少年法とは（2）しくみ）参照。
- (7) 一般の用語とは異なり、少年法では、女の子も「少年」と呼ぶ。性別を明らかにする必要があるときには、女の子は「女子少年」、男の子は「男子少年」と呼び、区別する（後藤弘子『法のなかの子どもたち』岩波書店、1998年、12頁）。
- (8) 家庭裁判所に送られた非行少年に対しては、多くの少年が審判を開かなくても、それまでの家庭裁判所の働きかけだけで十分であると判断されて「審判不開始」になったり、審判を行った結果、非行事実が存在しなかったり、要保護性がないと判断されたために、保護処分をする必要がないとして、「不処分」となっている場合が多い。
- (9) 刑法第41条は、14歳未満の者の行為については、責任を問うことができないと規定している。このことは、14歳未満の子どもには、刑罰を科せるだけの非難を行うことができないことを意味している。
- (10) 警察では、「犯罪捜査機関」という内部規定で、少年事件の捜査は、「少年の健全な育成を規する精神」をもってあたらなければいけないとしている（203条）。また、少年に対する警察の取り扱いの方針を定めた「少年警察活動要綱」でも、少年の特性に配慮した手続で扱うように定められている（後藤弘子、前掲書、14頁）。
- (11) 少年法自体は、捜査の対象となる犯罪少年については、基本的にはおとなと同じ手続きによるしているために、捜査段階での教育的対応が不十分になりがちである。犯罪少年に対して効果的に教育を行うためには、少年が少年司法のなかで初めて出会う警察の対応がとても重要になってくる（同書、14頁）。
- (12) 第2章（2. 改正少年法とは、a）参照。
- (13) 第2章（2. 改正少年法とは、b）参照。
- (14) 不定期刑とは、たとえば「懲役5年以上に処す」というように、刑の上限と下限を決めていい渡される

刑罰のこと。犯罪時18歳以上の少年は成人同様、死刑判決が言い渡されるケースもある。昨年12月3日、最高裁は、千葉県市川市の一家4人殺害事件で、強盗殺人などの罪に問われた当時19歳の少年だった被告(28)に死刑判決を下した。弁護側は、「被告は犯行当時に19歳1ヶ月で1年1ヶ月の経過が死生を分けるほど大きな意味をもつ年齢差とはならない」と主張したが、裁判長は、「動機に酌量の余地はなく4人の生命を奪った結果は極めて重大で死刑はやむをえない」と述べた(新潟日報、2001年12月4日)。

- (15) 14歳未満の少年には、刑法上責任を問うことができないために、その行為が犯罪の型に当てはまる違法な行為であっても、「犯罪」という評価を行うことができない。けれども、だからといって他人の権利を侵害した行為を行った少年を放置しておく訳には行かない。その子どもに、自分の行った行為の意味を理解させ、二度とそのような行為を行わないように教育する責任が国にはある(後藤弘子、前掲書、15頁)。
- (16) 要保護児童とは、保護者のいない児童又は保護者に監護されることが不適切であると認められる児童を指す(同書、15頁)。
- (17) 児童相談所は、児童福祉法に基づいて、18歳未満の児童が「心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成される」ために、家庭からの相談に応じたり、必要な措置を行う児童福祉の中心的機関である。ここでは、子どもの健全のために必要なあらゆる種類の福祉的措置がとられる(同書、16頁)。
- (18) 虞犯少年をも非行少年として取り扱うところに少年法の一つの特徴が現れている。少年法は、将来犯罪を防止することを目的としているため、それに役立つ限りにおいて、少年の自由が大人よりも制限されることを認めている。大人であれば、犯罪を行っていない場合に、国が個人の自由を制限する介入を行うことは人権侵害であって、その制限が合理的だと判断されることはありえないとは対照的である。ただ、その場合に国が強制的かつ自由拘束的な介入を正当化するためには、少なくとも将来、犯罪を行う可能性がかなり高くなければいけない。そのためにはかなり具体的な要件が3条に掲げられている(同書、17頁)。
- (19) 家庭裁判所調査官は、裁判官からの調査命令によって、少年に対してどのような教育的援助が必要なのか調査する。これを「要保護性」の調査と呼ぶ。調査官は少年や親と面接して、その少年から集められた情報をもとにして、少年にどのような教育的援助が必要かを報告し、最終的に裁判官が判断していく(同書、30頁)。
- (20) 少年鑑別所では、心理調査、身体検査、精神医学的検査、行動観察などが、鑑別技官という専門家によって行われる。これらは少年の教育に役立つだけでなく、そこで得られた結果は、保護処分の決定の情報となる(同書、31頁)。
- (21) 試験観察は、通常4~6ヵ月程度行われて、その間の調査官や補導委託先からの働きかけで二度と犯罪や非行を行わないことが十分期待できる場合には、それ以上の処分は行わない(同書、32頁)。
- (22) 家庭裁判所では、出来るだけ多くの人が、少年に対して教育的な働きかけを行うことが求められている(同書、32頁)。
- (23) 改正後、検察官が関与した場合だけは、少年側にも必ず弁護士である附添人をつけることになった。
- (24) 第2章(2. 改正少年法とは、e) 参照。
- (25) マス・メディアの世界では、犯罪の被害者については、住所、氏名を明らかにし、顔を世間にさらすことが事実を報道することであり、かつ「社会的制度」であるということが「常識」となっている。また、結果が重大な事件の場合には、世論がその傾向を後押しする。表現の自由との関係もあり、マス・メディアが自主的に少年法の理念にそった行動をこることを期待して、61条には罰則が設けられてい



- ない（後藤弘子、前掲書、34頁）。
- (26) たとえばウエストバージニア州では、大人の犯罪に匹敵する犯罪を犯した少年には、すべて刑事処分が適用される。ニューヨーク州で犯罪歴を持つ少年が犯した場合には自動的に刑事処分が、または、フロリダ州では自動車盗難やカージャックなどの重罪を犯した少年は自動的に刑事処分が適用される（矢部武『少年犯罪と闘うアメリカ』青弓社、2001年、158頁）。
- (27) 少年法は、全権送致主義に立脚し、保護優先を明らかにしているが、一定の要件のもと犯罪少年については、検察官へ送致（逆送）して刑事手続に付すことも認めている（同書）。
- (28) 現行の少年法で、加害者少年の罪を追及する検察官の関与が認められていなかったのは、少年法の目的が保護・更正であるためである。本改正によって、少年審判において検察官が事実上処遇に関する部分に公益代表者の名目でかわることになるわけで、少年審判のあり方が従来と大きく変わる（三好吉忠『少年Aはどう矯正されているか』小学館文庫、2000年、152頁）。
- (29) 従来の少年審判は裁判官が一人で審議を行い、同時に検察官の役割もはたさなければならなかったため、労苦は並大抵のものではなかった。否認事件ともなると、冷静沉着で優秀な頭脳を持った裁判官でさえ、処分言い渡しに困窮するケースが多分ある（同書、157頁）。
- (30) この事件の記録は24冊に及んだが、送致時の記録は5冊にすぎず、残りの19冊は追送されてきたもので審判開始後に送付されたものも8冊であった。これは、「捜査を遂げた結果」家庭裁判所に事件を送致するという少年法（第41条・第42条）に反するだけでなく、捜査の不安定さを物語るものといえる（団藤重光・村井敏国・斎藤豊治『ちょっと待って少年法「改正」』、日本評論社、1999年、175頁）。
- (31) Dは初等少年院送致、Eは教護院送致、Fは初等少年院送致（同書、176頁）。
- (32) 本件の判示については、無罪が確定し審判の対象となっていない少年に言及することが適切であったか、という点で疑問がある。そればかりか、高等裁判所は、付属人が示した捜査資料の欠落の埋める多くの検証・鑑定申請を受け入れず、また家裁段階の証言や供述を退けているが、当事者の言い分を法廷で聞くこともなく、書面だけを調べて決定した。少年の利益保護のためにある抗告制度の趣旨を損ねる重大な問題がある。また、A～C3名の少年にとって一時不再理の原則が事実上裏切られたことも見過ごせない。無罪から一転して疑いをかけられて、しかも抗告の当事者ではないゆえに、疑いを晴らす手だては何もないのだ（同書、176頁）。
- (33) 弁護団は、専門家による新たな鑑定に基づいて、少年の死には「犯罪的な要素は見当たらず、むしろマットの中にあつた卓球ラケットをとろうとして誤って転落した事故死とすることが合理的」だとした（同書、179頁）。
- (34) この事件でただひとり非行事実を認めて行政処分（児童福祉司の指導）を受けた少年、G（当時12歳）は94年6月9日、山形県中央児童相談所長を相手にして処分無効の確認を求める訴えを山形地方裁判所に起こした（同書、179頁）。
- (35) この背景には、母親の厳しいしつけからかばってくれる、少年のかけこみ寺的存在であった祖母の死がある。少年の心に安らぎを与える人がいなくなり、動物虐待といった行動を起こすようになった（野口善国『それでも少年を罰しますか』、共同通信社、1998年、74頁）。
- (36) 少年法第61条では、未だ成長過程にある少年の健全育成のため、少年の時犯した罪を推知することができる記事、写真を新聞その他に掲載してはならないとしている。ゆえに、週刊誌の姿勢は非難されるべきである。
- (37) アスペルガー症候群は、アスペルガー障害、自閉的精神障害ともいう。発達障害の一つで対人関係の障害と情緒障害が主名症状である。知的障害ではなく、独特な抑揚をもつ会話が特徴とされる。共感

性に乏しく、他人との情緒交流を持つことが困難である。自閉症やアスペルガー症候群だからといって、人を傷つける行動が出るわけではない。

(38) この少年の場合は、「治療と規範能力を育てるため医療的な矯正施設に収容することが相当」「治療と矯正に少なくとも5年以上は必要」と裁判官は述べた。

## 参考文献

- 亀山憲一『犯罪学がわかる』朝日新聞社、2001年。  
後藤弘子『法なかのこどもたち』岩波書店、1998年。  
津田玄児『少年法と子どもの人権』明石書店、1998年。  
三好吉忠『少年Aはどうか矯正されているのか』小学館文庫、2000年。  
宮崎学・別役実『17歳のバタフライナイフ』青林工藝舎、2000年。  
矢幡洋『少年犯罪の深層心理』青弓社、2001年。  
澤登俊雄『少年法入門（第2版）』夕斐閣、2001年。  
石井小夜子・坪井節子・平湯真人『少年法・少年犯罪をどう見たらいいのか』明石書店、2001年。  
猪瀬慎一郎・森田明・佐伯仁志『少年法のあらたな展開』有斐閣、2001年。  
団藤重光・村井敏邦・斎藤豊治『ちょっと待って少年法改正』日本評論社、1999年。  
井上博道『裁かれる少年たち』大月書店、2000年。  
田宮裕・黄瀬健二『注釈少年法（改訂版）』有斐閣、2001年。  
矢部武『少年犯罪と闘うアメリカ』共同通信社、2000年。  
黄井亮一『非行少年』宝島社新書、2001年。  
野口善国『それでも少年を罰しますか』共同通信社、1998年。  
『犯罪学がわかる』朝日新聞社、2001年。  
「日本経済新聞」2000年10/29、11/5、12、28、29、2001年1/19、5/23。  
「新潟日報」2001年12/4。

(卒業論文指導教員 福王 守)